# 第2編 平時における 準 備 編

# 第2編 平時における準備編

武力攻撃事態等が発生した場合、県民を迅速かつ的確に避難させ救援していくためには、関係機関が武力攻撃等に関する情報を共有化し、速やかに実施体制を立ち上げ、一体となってそれぞれの役割分担の下に国民保護のための措置を実施していくことが必要である。

また、避難住民等の救援のための物資については、NBC攻撃による武力攻撃災害等も考えられ、特殊な資機材を必要とする場合も考えられる。

このため、県は、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、県民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備しておくものとする。

## 第1章 情報収集、伝達体制の構築

#### 第1節 通信の確保

住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。

しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。このため、県は、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会と連携する等非常通信体制の整備を進め、国、市町村等関係機関の情報伝達体制を強化していくこととする。

また、市町村は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

#### 第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備

1 県における準備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切

に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。また、市町村に対し、被災情報の報告を行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに県に報告するよう周知する。

#### 2 市町村における準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

県及び市町村は収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。

- 1 県における準備
- (1) 県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者をあらかじめ定めるとともに、市町村の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)を把握する。
- (2) 県は、安否情報の収集について、協力を求める可能性がある県の管理する病院、学校、施設等の所在及び連絡先について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知する。

#### 2 市町村における準備

- (1) 市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。
- (2) 市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報(所在、連絡先等)について、あらかじめ把握する。

## 第2章 迅速な初動体制の確保

#### 第1節 県の体制整備

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。

このため、県は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備するものとする。

- 1 「埼玉県危機管理指針」に基づく体制整備
- (1) 幹部職員の緊急時体制の整備

武力攻撃事態等発生時に、知事を補佐し迅速かつ適切な初動対応を 行うため、県幹部職員が県庁舎近隣に居住するものとする。

(2) 休日・夜間の宿日直体制の充実

24時間体制の充実を図るため、危機管理防災部職員が宿日直を行う。

#### 2 職員配備計画の作成

県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部(以下「県対策本部」という。)の部長、現地対策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、知事に報告するものとする。

なお、配備計画には、県幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な事態に備え、代わりに参集すべき職員について定めておくものとする。

#### 3 職員の指定と伝達手段の整備

県対策本部の部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員動員計画を作成する際は、県庁舎、現地対策本部となる庁舎の近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努めるものとする。なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、

携帯電話、防災行政無線の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進めていくものとする。

#### 4 交代要員等の確保

県は、県対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について、あらかじめ定めておくものとする。

- (1) 交代要員の確保、その他職員の配備
- (2)食料、燃料等の備蓄
- (3) 自家発電設備の確保
- (4) 仮眠設備等の確保

#### 第2節 市町村の体制整備

市町村は夜間・休日等における警報の発令、避難の指示の住民への伝達等に対処するため、県の体制に準じて迅速な初動体制を確保するものとする。

#### 第3節 指定地方公共機関の体制整備

指定地方公共機関は、武力攻撃事態等発生時において迅速な初動体制を 確保するため、各国民保護措置の実施体制、実施方法について、各機関が 定める国民保護業務計画にあらかじめ定めておくものとする。

# 第3章 警報、緊急通報の発令・伝達

#### 第1節 警報の発令・伝達と関係機関の役割

武力攻撃事態等が発生し、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊 急の必要があると認めるときには、国の対策本部長は基本指針及び対処基 本方針の定めるところにより警報を発令する。 警報は、総務大臣を経由して知事に通知され、知事は直ちに市町村長、 指定地方公共機関等の関係機関に通知し、市町村長は直ちに住民に対して 警報を伝達する。

また、放送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関も警報を放送することとされている。

警報の発令は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は 現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、可能な限り分かりやすく 簡潔な文章をもって行われる。

国は、警報の通知に当たっては、全国に迅速かつ確実に伝達するため、 防災行政無線を中心に、公共ネットワーク、衛星通信等適切で効果的な通 信手段を活用するものとしている。こうした国の動向を踏まえながら、県 及び市町村は確実な情報伝達体制を整備していく必要がある。

また、警報の住民への伝達に際しては、原則としてサイレンを使用して 注意が喚起されるため、県及び市町村は、こうした体制についても整備を 進めていくものとする。

#### 第2節 警報の住民への周知

#### 1 放送事業者

放送事業者である指定地方公共機関は、警報の放送方法、実施体制、 関係機関との連携、その他必要な事項を、それぞれ国民保護業務計画 に定めておくものとする。

#### 2 市町村

- (1) 市町村は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送 に関して、調整を図るよう努めるものとする。
- (2) 市町村は、市町村防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知しておくものとする。

#### 第3節 緊急通報の発令・伝達と関係機関の役割

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合

において、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を 防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに、 速やかに緊急通報を発令する。

市町村長は、緊急通報の発令に際しては、緊急通報が発令されたことを 広く知らせるため、警報の発令に準じて、サイレン等を使用して注意喚起 を図るものとする。

知事は、市町村、指定地方公共機関等関係機関に対し、警報の通知に準 じて、緊急通報の内容の迅速かつ確実な通知を行うものとする。

このため、県及び市町村は、警報の場合に準じて、緊急通報の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。

## 第4章 避難の指示

#### 第1節 避難の指示の伝達

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難措置を指示する。

知事は、避難経路、交通手段等を明示して市町村長を通じ住民に避難を 指示する。

市町村長は、直ちに避難実施要領を定め、職員(消防を含む)を指揮して避難住民を誘導する。また、避難住民を誘導するため必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。

このため、県及び市町村は、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。

#### 第2節 モデル避難実施要領の作成

1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項 市町村長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づ き、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」 を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態 の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に 対して周知しておくものとする。

なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、 都市部や山間部といった地域的特性、自ら避難することが困難な災害 時要援護者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等に ついて配慮するものとする。

また、実際に避難実施要領を定めるときには、消防や警察署など関係機関の意見を聴取する必要があると思われることから、市町村はあらかじめ、迅速に関係機関から意見を聴取する方法について、定めておくものとする。

#### 【モデル避難実施要領に定める基本的事項】

- (1)避難の交通手段及び避難の経路
- (2) 市町村防災行政無線の使用など避難の指示の住民への周知に 関する事項
- (3) 避難住民の誘導の実施方法、市町村職員、消防職団員の配置、 担当業務、その他避難住民の誘導に関する事項
- (4) 住民が避難の際に携行する物品等
- (5) 住民に対する注意事項
- (6) 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

また、自衛隊施設等防衛活動の拠点となる施設やダム、発電所、浄水施設など国民生活に関連を有する施設、毒物劇物等の危険物施設は攻撃目標とされる可能性が高いことから、市町村は、これらの施設に十分配慮したモデル避難実施要領を作成するものとする。

## 2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成

#### (1) 着上陸侵攻からの避難

大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、避難実施要領に盛り込むものとする。

- ① 市町村は、避難先地域において当該市町村の住民の受入れが完 了するまで避難住民の誘導を行う。
- ② 避難住民の誘導は、できる限り自治会、町内会等又は事業所等を単位として実施するよう努める。

③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、災害時要援護者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。

#### (2) 弾道ミサイル攻撃からの避難

#### ① 着弾前

弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。

攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要 領に盛り込むものとする。

#### ア 屋外にいる場合

- (ア) 直ちに堅ろうな建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。
- (イ)近くに適当な建物や地下室などがない時には、むやみに 走り回らず頭を守って伏せること。
- (ウ) 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとする こと。

#### イ 屋内にいる場合

- (ア) 鉄筋コンクリートなど堅ろうな場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。
- (イ)基本的に地下に移動する。地下室がない場合には、1階 に移動する。
- (ウ) ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。
- (エ)太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で後頭部を保護 してうずくまる。

## ウ 乗り物の中にいた場合

#### (ア) 車の中にいた場合

- ・ むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に 努める。また、むやみに車外へ出ない。
- 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がな

い場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。

車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所(やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側)に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。

#### (イ) 電車内にいた場合

- ・ 車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努 める。
- 乗務員の指示に従って行動する。むやみに車外に出ない。また、周囲の人たちと協力して行動する。
- 地下鉄で攻撃にあった場合には、比較的被害が少ないと 考えられるので、外部の様子が判明するまでその場所に留 まる。

#### ② 着弹後

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。

#### ア 核兵器の場合

- (ア) 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下 の事項に留意する。
  - ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に脱出しない。
  - 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。
- (イ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、 避難にあたっては、以下の事項に留意する。
  - ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外 部被曝を抑制する。
  - ・ 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタ オル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取 を避ける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指 示があった場合には、指示に従うものとする。

(ウ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。

#### イ 生物兵器の場合

- (ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ち に離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のお それのない安全な地域に避難する。
- (イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

#### ウ 化学兵器の場合

- (ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。
- (イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。 気密性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め 切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強す る。また、空調は停止させる。
- (ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全 が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をし ない。
- (エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。

#### (3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

必要に応じて退避の指示を行う。攻撃当初は屋内に一時避難させ、 その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当 な避難先に移動させる。

また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。

ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難 については、「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

#### (4) 航空攻撃からの避難

① 兆候を事前に察知できる場合 避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。このため、市町 村は「(1)着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

② 兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が 異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。 このため、市町村は「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に 準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

# <武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について>

類型	着上陸侵攻 からの避難	ゲリラや特殊部隊 等からの避難	航空攻撃からの避難	
項目	77 67 67 <u>Mr. 44</u>	サかりの歴業	兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり 広範囲がある。 ・着上陸侵攻に先ミ ち、空爆や弾道 イル攻撃が行 ることがある。	ため、事前の兆候を 察知することが困難 である。	範囲にわたる可能	
避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生 することが考えら れ、避難時間はあま りない。	あり、避難時間に余	
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛 り込む。	・攻撃当初は屋内に避 難させる。 難というでは りませいで ででで でで でで でで でで でで でで でで でで でで でで でで	て、広域的、長期的 な避難方法につい	らの避難の場合に

類 型	弾道ミサイル攻撃からの避難				
項目	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭 で あ る 場 合	
攻撃の特徴	・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難				
		による被害がある。	が使用された場合、 被害が拡大するおそ	見えず拡散するが、	
避難時間	・極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。				
避難先	・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。				
	①屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法 について盛り込む。				
	・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。				
避難実施要領 に盛り込む べき内容		響を避ける避難方法 について盛り込む。 ・タオルやマスクの使 用等、内部被曝を避	から直ちに離れ、密 閉された部屋等に 避難する。	になるので、第一に 風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高 い部屋等に避難す る。 ガムテープ等で目 張り等をする。	

#### 第3節 避難人数の把握

1 市町村地域ごとの人口の把握

知事が避難経路、交通手段等を示して、市町村長を通じ住民に的確に 避難を指示するためには、避難住民の人数を迅速に把握することが大 切である。

そのため、県はあらかじめ、町(丁)字別の人口等を把握しておくものとする。

また、大規模集客施設の利用状況等についても県及び市町村は把握に努めるものとする。

- 2 災害時要援護者の把握
- (1)病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について 県は、市町村と協力し、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数 の把握に努めるものとする。
- (2) 在宅の災害時要援護者について 市町村は、在宅の災害時要援護者の状況や緊急連絡先について把握 に努めるものとする。
- (3) 外国人の人数等について 市町村は、管内の外国人の人数(言語別)の把握に努めるものとす る。

#### 第4節 避難の指示の周知

- 1 住民への周知方法、周知内容
- (1) 住民への周知方法
  - ① 放送事業者

放送事業者である指定地方公共機関は、避難の指示の放送方法、実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項を、それ ぞれ国民保護業務計画に定めておくものとする。

② 市町村

ア 市町村は、地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の 指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努めるものとす る。 イ 市町村は、あらかじめ市町村防災行政無線の放送や広報 車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への避難の 指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、 広報紙等により住民に周知しておくものとする。

#### (2) 災害時要援護者への周知方法

① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等 市町村は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と 協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておくもの とする。

また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者 等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整 備するよう努めるものとする。

- ② 在宅の災害時要援護者への周知方法 市町村は、在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周 知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制 を整備しておくものとする。
- ③ 外国人への周知方法 市町村は、外国語による市町村防災行政無線での放送や広報 車での広報、掲示板の設置等について準備しておき、外国人住 民への避難の周知方法について明らかにしておくものとする。

#### (3)周知内容

県及び市町村は、主に以下の事項を、避難住民へ周知するものと する。

- ① 避難の指示の理由
- ② 住民避難が必要な地域
- ③ 住民の避難先となる地域
- ④ 避難場所
- ⑤ 主要な避難の経路
- ⑥ 避難のための交通手段、集合場所
- ⑦ 注意事項(戸締り、携行品、服装等)

#### 2 情報通信機器の活用

県及び市町村は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国と協力して情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進めていくものとする。

#### 第5節 避難交通手段の決定

#### 1 交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とするが、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。

なお、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、 県及び市町村の公用車等を使用できるものとする。

市町村は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民に周知しておかなければならない。

#### 2 交通手段の確保方法

#### (1) 鉄道

県は、各鉄道事業者の輸送能力、連絡先を把握しておくものとする。 鉄道事業者である指定地方公共機関は、車両、職員の編成、運行方 法等、避難住民の運送体制を、それぞれの国民保護業務計画に定めて おくものとする。

#### (2) バス

県は各バス事業者の輸送能力、連絡先について把握しておくものと する。

また、県は、バス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力し、バス運送の拠点となる場所を選定しておくものとする。

バス事業者である指定地方公共機関は、車両、職員の配置等、避難 住民の運送体制をそれぞれの国民保護業務計画に定めておくものと する。

#### (3) タクシー事業者

県及び市町村は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、協定を締結したタクシー事業者に対し、配車や人員配置などあらかじめ運送体制の整備に努めるよう要請するものとする。

#### (4) 県及び市町村が保有する車両

県及び市町村は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民 の運送に使用できる車両について定めておくものとする。

なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利

用するものとする。

#### (5) 災害時要援護者への配慮

鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に 配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。

#### 第6節 避難路の選定

#### 1 避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。

このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、県及び市町村は、避難候補路(以下「候補路」という。)を定めておくものとする。

#### (1)県

県は県域、市町村域を越える避難に対応するため、広域的見地から 以下の基準により候補路を選定する。

#### 【県の候補路の決定基準】

- ① 高速自動車国道、国道及びこれらを連絡する道路
- ② 県道
- ③ 上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡 する道路
  - ア 第2編第4章第5節に規定するバス運送の拠点
  - イ 県防災活動拠点(防災基地、県営公園、防災拠点校等)
  - ウ 県臨時ヘリポート
  - 工 着岸施設 (河川)

#### (2) 市町村

市町村は、次の基準により候補路を選定する。

#### 【市町村の候補路の決定基準】

- ① 県が指定した候補路に接続する主要な市町村道
- ② 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、 又は施設間を相互に連絡する道路

ア 第2編第4章第8節に規定する避難施設

イ 市町村防災活動拠点

ウ 市町村臨時ヘリポート

③ 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

#### 2 関係機関との調整等

#### (1) 事前調整

県及び市町村は、候補路の選定に当たっては、県は県警察本部と、 市町村は当該市町村を管轄する警察署と調整するものとする。

#### (2) 県

県は、候補路を決定した時には、市町村、自衛隊、県警察、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知するものとする。

#### (3) 市町村

市町村は候補路を定めようとする時には県に協議するものとする。 候補路を決定した場合には、県、県警察、運送事業者である指定公 共機関及び指定地方公共機関に通知するものとする。

#### 第7節 運送順序の決定

避難住民の運送は、原則として、次の順序で行うものとする。

- 1 重病者、重傷者、障害者、妊産婦
- 2 高齢者、乳幼児、児童
- 3 その他の住民

#### 第8節 避難施設の指定と施設管理者との連絡体制

#### 1 避難施設の指定等

県は、市町村の協力を得て、あらかじめ以下の基準を満たす施設を、 施設管理者の同意を得て避難施設として指定するものとする。(さい たま市は除く。)

また、県は避難施設を指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を市町村に通知するものとする。

## 【避難施設の指定要件】

- (1)公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街 その他の公益的施設であること。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物であること。
- (3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- (4)物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。
- (6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。

また、施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加える時には、管轄する市町村を経由して県に届け出なければならないこととされている。

#### 【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。

#### 2 避難施設の管理者との連絡体制

県は、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その 旨をその施設管理者に対し文書等により通知するものとする。

#### 3 避難施設データーベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従い、市町村の協力を得て避難施設の情報を整理することとし、全国的に情報を共有するため、避難施設の情報を国に報告するものとする。

また、避難施設の変更があった場合も、定期的に国に報告するものとする。

【関連資料】資料2-1 避難施設の数、面積、収容人員

## 4 避難施設の運営マニュアルの整備

県は、市町村と協力し、避難施設の運営マニュアルを整備し、あわせて住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努めるものとする。

#### 5 避難施設の周知

県は避難施設を指定したときには、市町村と協力しながら以下の方法 等により住民に周知徹底しておくものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 避難所マップの作成及び配布
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

## 第9節 避難住民等に対する住宅供給対策

武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自 らの資力で住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。 そのため県及び市町村は、被災者に対する住宅供給対策についてあらか じめ定めておくものとする。

なお、その際には、高齢者や障害者等災害時要援護者対策について、配 慮していくものとする。

#### 1 避難住民等住宅供給計画の策定

県は、公営住宅及び民間賃貸住宅の貸与及び応急仮設住宅等の整備に関し、以下の事項について定めておくととともに、市町村に対して指導、援助を行うものとする。

- (1) 公営住宅、民間賃貸住宅、応急仮設住宅等の入居基準
- (2) 災害時要援護者に対する配慮
- (3) 応急仮設住宅等の着工時期
- (4) 応急仮設住宅等の管理

応急仮設住宅の維持管理は、原則として県が市町村に委託するもの とする。

#### 2 応急仮設住宅等の整備

県及び市町村は、応急仮設住宅等の迅速な供給を行うための体制を整

備しておくこととする。

(1) 応急仮設住宅等建設予定地の選定

建設予定地については、主に以下の基準により選定しておくものとする。

#### 【選定する基準】

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 居住地域と隔離していない場所

建設予定地は原則として県有地、市町村有地とするが、状況により 私有地に設置しようとする場合には、地権者等との間に協定を結ぶな どの方法を講じておくものとする。

(2) 資機材の調達・人員の確保等

県及び市町村は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努めるものとする。

#### 第10節 避難住民集合場所の指定

1 集合場所の選定基準

避難住民は、単独で行動するよりも、町会や自治会単位で集合して、 避難住民の運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点に移動し たほうが、お互い助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐために も有効である。

こうしたことから、市町村は、主に以下の基準に基づき、地域の避難住民が一時的に集合する避難住民集合場所を指定することとする。

- (1) 地震等自然災害発生時に避難場所として指定されている場所
- (2) その他地域の実情に応じて市町村が指定する場所

#### 2 避難住民集合場所の周知

市町村は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民に周知するものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 避難住民集合場所マップの作成

## (3) ホームページ等インターネットへの掲載

#### 第11節 交通規制の準備

県警察は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を 迅速かつ安全に実施するため、所要の準備をしておくものとする。

#### 第12節 道路啓開の準備

武力攻撃の状況により、道路上には倒壊建物等の廃棄物が散乱している ことも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速 な対応が要求される。

県及び市町村が管理する道路については、知事及び市町村長は、あらか じめ道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進めてお くものとする。

なお、実際の啓開作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、県 及び市町村は、建設業関係団体と協定を締結するなどして、武力攻撃事態 等における道路啓開、応急復旧に備えておくものとする。

## 第5章 緊急物資の備蓄等

#### 第1節 緊急物資の備蓄

1 備蓄する緊急物資の種類・数量

県及び市町村は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、県民自らの取り組みが必要である。

このため、備蓄にあたっては、県、市町村、県民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努めていくものとする。

災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができるとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、埼玉県地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、救援の期間が長期に渡る場合のあることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図ることとする。

なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めることとされているので、県としては、国の対応を踏まえ、国と連携しつつ対応するものとする。

#### 【関連資料】資料3-1 物資及び医薬品の備蓄状況

#### 2 備蓄品の調達と管理

備蓄品の管理は、備蓄品を調達したものが行うものとし、危機管理防 災部が全体を掌握しておくものとする。

また、管理場所は以下のとおりとする。

- (1) 防災基地
- (2) 防災拠点校
- (3) 大規模施設 (さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタシアム2002)
- (4) 県営公園(飲料水)
- (5) 県立病院

## 第2節 装備品の整備

県及び市町村は、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努めていくものとする。

#### 第3節 県が管理する施設及び設備の整備等

1 施設及び設備の整備等

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及

び設備について、定期的に整備し、点検しておくものとする。

また県は、その管理する上下水道、工業用水道のライフライン施設について、既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

#### 2 復旧のための各種資料の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、 地籍調査の結果に基づく土地等の権利関係を証明する資料等について、 既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努め るものとする。

## 第6章 緊急物資運送計画の策定

#### 第1節 運送車両の確保

#### 1 県

武力攻撃災害発生時において、県及び市町村が保有する車両を効率的 に利用できるよう連絡体制を構築しておくものとする。

#### 2 指定地方公共機関

運送事業者である指定地方公共機関は、武力攻撃災害時において緊急物資の運送を実施するため、職員の配備、運送車両の調達等について、 それぞれの国民保護業務計画に定めておくものとする。

#### 第2節 運送路の決定基準

#### 1 緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。

このため、県及び市町村は、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 道路、鉄道を利用した陸上運送
- (2) 着岸施設を利用した河川運送
- (3) ヘリポート等を利用した航空運送
- (4) 自衛隊と協議の上行う入間基地を利用した運送
- 2 運送道路の交通規制と道路啓開

緊急物資運送道路の交通規制及び道路啓開の準備は、第2編第4章第 11節及び第12節と同様に行う。

#### 第3節 応援物資の受入れ体制の整備

1 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定

他の地方自治体、国民、企業等から本県への応援物資(以下「応援物資」という。)は、直接避難施設へ運送するのではなく、まず大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとする。

物資集積地は原則として以下の施設とする。

- 〇 防災基地
- 〇 防災拠点校
- 大規模施設 (さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタシアム2002)

物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、県及び市町村 は応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地 図等必要な情報を、事前に提供するよう努めるものとする。

このため、県は市町村と協力し、こうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定しておくものとする。情報提供場所は、主に以下のとおりである。

- 高速道路のパーキングエリア又は料金所
- ○道の駅
- 〇 主要な国道の隣接地

#### 2 情報提供体制の整備

県及び市町村は、あらかじめ受入れ情報提供場所の職員の配置や、情報の提供方法について定めておくなど、情報の提供体制を整備しておくよう努めるものとする。

#### 3 仕分け、配送体制の整備

県及び市町村は、物資集積所における応援物資の仕分け及び配送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について、あらかじめ定めておくよう努めるものとする。

## 第4節 応援物資の発送体制の整備

本県が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本県から応援物資を 発送するときには、県は市町村の協力を得て、以下のとおり実施するもの とする。

#### 1 物資集積地の決定

原則として前記第3節に定める物資集積地に県、市町村、民間企業、 県民からの応援物資を集積するものとする。

#### 2 仕分け、発送体制の整備

県及び市町村は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ 迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について、あらかじめ 定めておくよう努めるものとする。

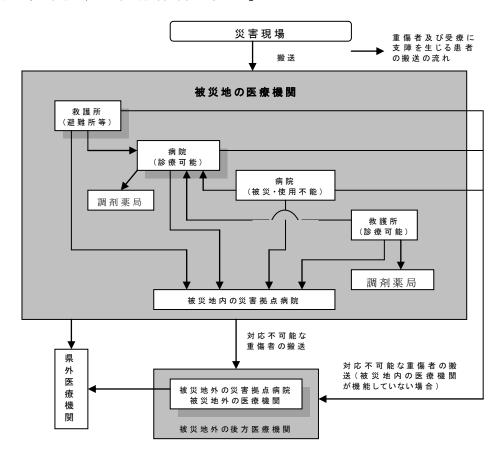
## 第7章 医療体制の整備

## 第1節 武力攻撃災害時における医療体制の基本方針

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置 を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じ る後方医療体制及び搬送体制の三つを確立し、それぞれ連携させて行って いくものとする。

なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、2次災害が 発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮するもの とする。

#### 【武力攻撃災害時医療体制の流れ】



#### 第2節 初期医療体制の整備

#### 1 救急救助体制の整備

武力攻撃災害発生時は、多数の負傷者等の発生が予想され、迅速な医療の実施が必要とされる。

このため、消防機関は、県や救急医療機関等の関係機関との密接な連携により、以下の事項に留意の上、救急救助体制の整備に万全を期することとする。

○ 武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保 武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できないといっ た場合も考えられる。このため、救急救助に関する相互応援体制につ いて整備しておくものとする。

#### ○ 救急機材等の整備

高規格救急車及び高度救急処置用資機材の整備と医療救護所に必要な資機材等を計画的に整備する。

○ 応急手当用品の確保

多数の負傷者に対応できるように応急手当用品の計画的な配備を 進める。

○ トリアージ訓練の実施

多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急度や重症度に応じて 治療の優先順位を決定(トリアージ)することとなる。救急医療機関 等までの搬送、または医師が到着するまでは、救急隊が実施すること となるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてト リアージの精度を向上させていく。

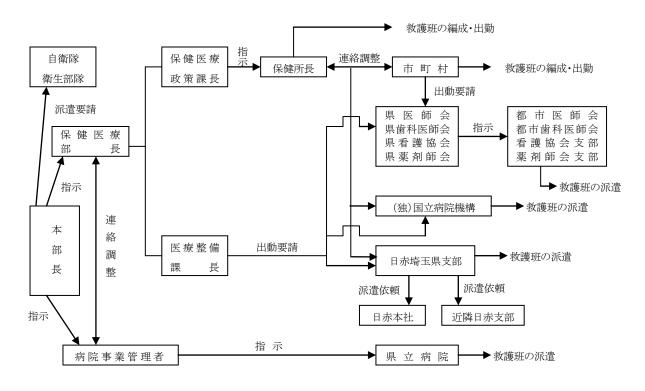
○ 住民に対する応急手当普及啓発の推進 武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることか ら、多くの住民が応急手当ができるように救命講習を実施する。

#### 2 各機関の初期医療体制

(1) 初期医療活動を行う組織と役割

武力攻撃災害時に初期医療を行う組織と役割は次のとおりである。

#### 【初期医療活動を行う組織と役割】



#### ① 連絡窓口等の把握

各機関は、あらかじめ連絡窓口を定め、相互に把握しておくと ともに、要請等の手続について決定しておくものとする。

② 救護班の編成・出動手順の策定

救護班を編成し派遣等する機関は、あらかじめ県、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。

- ア 救護班の編成方法
- イ 救護班の出動手順
- ウ 救護班の行う業務内容(トリアージの実施、傷病者への応 急処置、助産等)

#### (2) 医療救護所設置及び運営について

県及び市町村は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。

- ① 救護所の設置場所
- ② 救護所の運営方法
- ③ 救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

#### (3) 日本赤十字社埼玉県支部との協力体制の構築

被災者を救護するため、直ちに医療救護班を現地に派遣する体制を 整備している日本赤十字社は、武力攻撃災害発生時においても重要な 役割を担っている。

このため、県は、救援及び応援の実施に関し必要な業務を日本赤十字社に委託するため、武力攻撃事態等における医療救護班の業務内容等に関して、委託契約を締結しておくものとする。

#### 3 NBC災害への対処体制の整備

核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を 必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、以下の事 項に留意の上、各機関は体制の整備を進めることとする。

(1) NBC災害対処資機材の整備、知識の習得

武力攻撃の中でも特にNBC兵器による武力攻撃災害が発生した場合には、各機関は特殊な装備をもって現場に臨む必要がある。

このためNBC災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、 毒性物質(サリン等)の効果、効用等について知識の習得に努める。

(2) 自衛隊、県警察、国の専門研究機関等との連携体制の整備

各機関は、NBC災害等に関し、自衛隊や県警察、国の専門研究機関との連携に努め、武力攻撃災害発生時における資機材の応援や専門職員の派遣について事前に協議するなど、連携体制の整備に努める。

なお、各機関の対応能力を超えると判断される場合には、県は自衛 隊に派遣を要請する。このため、連絡先と派遣の要請手順について把 握しておくものとする。

#### 第3節 後方医療体制の整備

医療救護所や救急医療機関では対応できない重症者や、高度な治療が必要な患者を受け入れる後方医療体制について整備する。

1 災害拠点病院の機能強化等について

県は、地域防災計画に規定する災害拠点病院を、武力攻撃災害発生時における後方医療体制の中核的な医療機関とし活用することとする。

また、県は、NBC災害に的確に対処していくため、災害拠点病院に

おける必要な人材や資機材の整備等機能の強化について、今後関係機 関と協議しながら進めていくものとする。

また、県は、生物剤による攻撃の場合の医療活動を迅速に実施するため、感染症指定医療機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めることとする。

#### 【関連資料】

資料3-2 県内の災害拠点病院、救急救命センター、感染症指 定医療機関一覧

2 近隣都県等の医療機関との把握、連携

県は、近隣都県等の医療機関の所在や連絡窓口、診療科目等を把握するとともに、連携体制の整備に努めるものとする。

3 広域応援協定の締結、相互支援体制の整備

#### (1) 県

多数の傷病者が発生した時には、医療スタッフや医薬品等に不足が生じ、県内にある医療資源だけでは対応できないといった場合がある。このため、県は大量の医療救護の需要にも対応できるようにするため、他の都道府県との間に、あらかじめ応援協定等を締結し、その担当部署、応援要請の手続等について定めておくとともに、応援の受入れ体制及び他の都道府県から応援要請を受けた場合の応援体制について定めておくものとする。

また、生物剤の使用による都道府県の区域を越える武力攻撃災害に 迅速に対応するため、保健所、衛生研究所等の機関は、都道府県の区 域を越えた連携体制を構築しておくよう努めるものとする。

(2) 県医師会の相互支援体制の整備

県医師会は、医師等の派遣、医薬品の供給を相互に実施できるよう、 近隣都県等との支援体制を整備するよう努めるものとする。

(3) 県看護協会の相互応援体制の整備

県看護協会は、看護師等の派遣を相互に実施できるよう、近隣都県 等との支援体制を整備するよう努めるものとする。

#### 第4節 傷病者搬送体制の整備

1 「広域災害・救急医療情報システム」の活用

迅速かつ的確な負傷者の搬送を行うには、収容先医療機関の被害状況、 病床の状況等に関する情報があらかじめ把握できなければならない。

また、武力攻撃災害の規模や発生場所を考慮すると、隣接都県の医療機関に搬送する場合も考えられる。

このため、各都道府県に導入されている「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、空床数、医療機関情報等を収集し、効率的な傷病者搬送体制を確立していくものとする。

#### 2 搬送先順位、経路の決定

各消防本部は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよ その搬送先順位を決定しておくものとする。

また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討しておくものとする。

#### 3 民間事業者との協力

大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を 搬送することは困難と考えられるため、各消防本部は民間の患者等搬 送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制を構築しておくものとする。

#### 4 広域搬送体制の整備

(1) ヘリコプター搬送可能病院の把握

県は、県内及び近隣都県におけるヘリコプターによる搬送が可能な 医療機関の連絡窓口、所在、診療科目等を把握しておくものとする。

(2) ヘリコプター搬送体制の整備

県は、県防災へリコプターや救急医療用へリコプターによる重傷病者の搬送体制について整備し、また他都県・県警察・自衛隊・海上保安庁等が有するヘリコプターの応援要請や、民間ヘリコプターに対する協力要請の手順、方法について定めておくものとする。

#### 第5節 保健衛生体制の整備

1 健康相談体制の整備

県及び市町村は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備しておくものとする。

また、武力攻撃事態等による被災者の精神的ショックや、厳しい避難 生活による精神的ストレスをケアするため、精神保健体制を日本赤十 字社等と連携し、整備しておくものとする。

#### 2 防疫活動体制の整備

県及び市町村は、武力攻撃災害が発生した季節及び災害の規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定めておくものとする。

#### 3 食品の衛生監視

県は、食品に起因する被害の発生を防止するため、人員の動員方法、 検査に必要な資機材の確保・調達方法などの食品衛生監視・検査体制 について整備しておくものとする。

## 4 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及 び指導を行う体制を整備しておくものとする。

#### 5 埋・火葬対策

埋・火葬対策については、県が市町村と協力して実施する。

大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。

このため県及び市町村は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、次のとおり対策を講じておくものとする。

- (1) 県は、厚生労働省が基準等を示した「広域火葬計画」を定めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議しておくものとする。
- (3) 県は、県内火葬場の所在、連絡窓口を把握しておくものとする。
- (4) 県は、県内の火葬場だけでは対応できない場合に備え、近隣都県

の埋・火葬に関する連絡窓口、火葬場の所在・火葬能力等について把握しておくものとする。

- (5) 市町村は、近隣の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を 締結しておくものとする。
- (6) 県と市町村は、協力して墓地経営許可区域及び納骨堂を把握しておくものとする。

【関連資料】資料3-5 県内火葬場一覧

## 第8章 生活関連等施設の管理体制の充実

## 第1節 生活関連等施設の管理体制の整備

有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する 施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設(以下「生活関連等施設」 という。)は、攻撃目標とされることも考えられる。

こうした施設については、管理体制の充実に努めるものとする。

【関連資料】資料4-1 生活関連等施設、危険物質等の定義

1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握 県及び市町村は、消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目 について把握し、これらの情報を県、市町村、自衛隊、県警察、消防 機関で共有する。

なお、情報の管理には万全を期することとする。

- (1) 生活関連等施設
  - ① 生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容
  - ② 施設の警備対策
  - ③ 緊急時の連絡窓口
- (2) 危険物質等取り扱い施設の状況
  - ① 危険物質等取り扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量
  - ② 危険物質等取り扱い施設の警備対策

#### ③ 緊急時の連絡窓口

【関連資料】資料4-3 生活関連等施設、危険物質等の状況

2 生活関連等施設の管理体制の充実

県及び市町村は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び国が定める施設の安全確保の留意点を通知するとともに、消防機関及び危険物関係団体と連携し、管理体制の充実について要請する。

また、県及び市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る 生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

## 第2節 核燃料物質・放射性同位元素の管理体制の整備

- 1 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握 本県には、核燃料物質を使用している事業所、放射性同位元素を使用 している医療機関及び試験研究機関等がある。
- (1)核燃料物質、放射性同位元素使用施設の所在等の把握

核燃料物質、放射性同位元素(以下「核燃料物質等」という。)の 取扱い等を規制することは、国の所掌事項(医療機関については、一 部県及び保健所設置市が所掌)であるが、県、市町村、消防機関はそ れぞれ所管地域内の核燃料物質、放射性同位元素使用施設(以下「核 燃料物質等使用施設」という。)の所在等を把握しておくとともに、 その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておくも のとする。

また、緊急時に国の専門機関から指導と助言を得るため、県は核燃料物質等の事故災害対策等に関する国の専門機関の連絡窓口、連絡方法を把握しておくものとする。

#### 【関連資料】

資料4-4 核燃料物質等に関する国の専門機関の連絡窓口一覧

(2) 医療放射線機器等の管理体制の徹底

医療機関にかかわる放射性物質について、県は定例立入検査等を通 じ、関係法令の遵守と安全管理体制の徹底を図るものとする。

- 2 核燃料物質等使用施設管理者の責務

核燃料物質等使用施設の管理者は、武力攻撃事態等によって災害が 発生した場合に備え、あらかじめ対応計画の策定に努めるものとする。

(2) 核燃料物質等の適正管理、監視体制の整備

核燃料物質等使用施設の管理者は、施設内の警備などセキュリティ体制の確立、放射線測定器類の整備・充実などによる放射線量の把握など、核燃料物質の適正な管理、監視体制の整備に努めるものとする。

(3) 放射線防護に関する従業員教育

核燃料物質等使用施設の管理者は、従業員に対して、放射線防護に 関する教育・訓練の実施に努めるものとする。

3 核燃料物質運送中のテロ等に備えた連携体制の整備

本県内の高速道路を使用して、核燃料物質が運送されている。

核燃料物質運送中の車両に対して、武力攻撃又は大規模テロが行われた場合には、迅速かつ的確な初動対応が必要とされる。

このため、県は、国土交通省、経済産業省、文部科学省、自衛隊、県警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めるものとする。

## 第9章 文化財保護対策の準備

1 現況の把握

県及び市町村は、管内の重要文化財等の所有者、保管場所、保存状況 等について、把握しておくものとする。

2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備

県は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握 しておくなど、連携体制を整備しておくものとする。

- (1) 文化庁の担当部署
- (2) 関係市町村の教育委員会
- (3) 消火等のため出動を要請する関係市町村の消防機関
- (4) 重要文化財を一時的に避難させる施設
- 3 対応マニュアルの作成、訓練の実施

県及び市町村は、重要文化財等の保存のため、対応マニュアルを作成 し、訓練を実施するものとする。

## 第10章 研修の実施

1 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会の確保に努めるものとする。

2 県の研修機関における研修の活用

県は、消防学校等において職員の研修機会の確保に努め、また市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うよう努めるものとする。

3 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施にあたっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者といった外部有識者等による研修についても、配慮していくものとする。

# 第11章 訓練の実施等

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国 民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指 定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。

そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を

行うよう努めるものとする。

なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図 られるように配慮するものとする。

#### 第1節 県・市町村の訓練

#### 1 県の訓練

#### (1) 実動訓練

県は、市町村とともに、武力攻撃事態や大規模テロ等を想定して、 避難誘導や救援などの実施能力の強化、応援体制の充実、住民等の意 識啓発等を図るため、合同で実動訓練を実施するものとする。

また、近隣都県との合同訓練の実施に努めるものとする。

- ① 実施回数年1回以上。
- ② 訓練参加機関県、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、住民、事
- ③ 訓練の内容

業所等を想定。

訓練の内容は、武力攻撃事態等や大規模テロに対する初動、応 急対策を想定し定めるものとする。なお、例示すると以下のとお りである。

- ア 警報の伝達訓練や住民の避難誘導、救援の訓練
- イ 県及び市町村の対策本部等設置訓練
- ウ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- エ 炊き出し、生活必需品の供与など住民の救援の訓練など

#### (2) 図上訓練

具体的な武力攻撃事態等を想定し、その対策を県国民保護計画に基づき関係機関と共同で実施し、情報の収集・伝達、判断、指揮の訓練を行うことで、職員の担当業務の遂行能力の向上を図る。

- 実施回数
  年1回以上。
- ② 訓練参加機関

県、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関を想定。

#### 2 市町村の訓練

市町村は市町村国民保護計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施するよう努めるものとする。

#### (1) 実動訓練

- 訓練回数
  年1回以上。
- ② 訓練の種類

ア 非常参集、対策本部設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。

イ 警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用などあらかじめ市町村計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

ウ避難誘導訓練

県警察、消防機関等関係機関や住民の参加と協力を得て、 避難、退避の誘導訓練を行う。

#### (2) 図上訓練

- 訓練回数
  年1回以上。
- ② 訓練の種類

情報収集伝達等訓練

関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定訓練を行う。

#### 3 訓練結果等の検証

県は、市町村とともに、訓練に参加した各関係機関の実施状況等を検証し、必要に応じて、国民保護措置の実施方法を見直すものとする。

また、過去の災害等の情報についても収集・保存し、検証することで、 対処能力の向上に努めるものとする。

#### 第2節 民間における訓練等

1 事業所における訓練への支援等

県及び市町村は事業所から、武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に

関し要請があった時には、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、県及び市町村は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図るものとする。

- 2 学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等における救助・避難 誘導マニュアルの作成、訓練等
- (1) 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。
- (2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、災害時要援護者、施設利用者の安全を確保するため、県警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

# 第12章 県民との協力関係の構築

#### 第1節 消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図るものとする。

#### 第2節 自主防災組織との協力関係の構築

県民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、県及び市町村は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努めるものとする。

自主防災組織を育成するためには、組織の中心となり活発な活動を主導 していくリーダーを養成することが必要である。 また、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、大型消火器や油圧 式ジャッキなどの消防救助資機材の整備について、必要な支援を行ってい くこととする。

- 1 県が実施する支援等
- (1) 市町村が行う自主防災組織支援への指導・助成
- (2) 自主防災組織のリーダーの育成
- (3) 自主防災組織の重要性に関する意識啓発 講演会・研修会の実施、パンフレットの配布等
- 2 市町村が実施する支援等
- (1)自主防災組織の結成促進 結成への指導
- (2) 自主防災組織の育成 リーダー研修の実施、訓練への支援等
- (3)活動のための環境整備 資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等
- (4) 組織の活性化の促進 助言・指導、モデル組織の設置への助成等
- 3 自主防災組織に協力を求める事項
- (1) 住民の避難に関する訓練への参加
- (2) 避難住民の誘導への協力
- (3) 救援への協力
- (4)消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (5)保健衛生の確保への協力

#### 第3節 ボランティアとの協力関係の構築

武力攻撃事態等において、県、市町村、関係機関はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、県及び市町村は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県社会福祉協議会などと連携を図り、その受入れ体制を整備するよう努めるも

のとする。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮するものとする。

また、ボランティアセンターの運営をボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行う際には、県及び市町村は必要な支援を行うよう努めるものとする。

## 【ボランティアに協力を求める事項】

- 1 住民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

#### 第4節 県民の意識啓発等

武力攻撃事態等が発生した場合の避難等を円滑に実施するためには、県民の自主的な協力が必要である。そのため、県は、市町村の協力を得つつ、平素から国民保護措置の重要性について、パンフレットの配布、研修会の実施や、教育の場を通して県民の意識啓発を行い、その理解を深めることとする。